

様式第 18 号（第 16 条関係）

(表)

9 センチメートル

第 号

写

真

身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名

上記の者は、宇部市環境保全条例第 66 条第 1 項の規定により立入
検査等を行う職員であることを証明する。

宇部市長

年 月 日発行

印

6 センチメートル

(裏)

宇部市環境保全条例（抜すい）

(立入検査等)

第 66 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、工場その他の場所に立ち入らせ、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対する指導若しくは指示を行わせることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。